

東三商協資材部会・会則

平成 25 年 9 月

部会長 塩之谷 弘禎

副部会長 貝吹 文吾

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、東三商協資材部会と称す。

第 2 条 本会の事務局は、東三青果移出商協共同組合内に置く。

第 2 章 会 員

第 1 条 本会は、次の者を会員として組織する。

1. 東三青果移出商協共同組合の組合員。
2. 組合員に加入する、各市場の指定納入業者。

第 2 条 会員資格の取得と、新規取引に関する規定。

1. 組合に加盟する産地市場において、新規取引を始める場合、資材資部会の存在を業者に通知し、入会金の入会を確認した後、会員と認め取引を開始する。
2. 東三商協より、会員認定書を発行する。

第 3 章 目 的

第 1 条 本会は、組合と会員と会員相互の親睦と発展を図る事を目的とする。

第 4 章 役 員

第 1 条 役員及び定数

1. 部会長・・ 1 名（東三青果移出商協共同組合の専務理事）を置く。
2. 副部会長・ 1 名（指定納入業者の代表）を置く。

第 2 条 任期は 2 年とする。

第 5 章 運 営

第 1 条 本会の運営は、会費を収入として運営する。

1. 指定納入業者は、入会金 ¥50,000 を部会に納める。
2. 指定納入業者は、年会費 ¥170,000 を前期（9 月）¥85,000 円、後期（3 月）¥85,000 の 2 回に分けて納める。途中入会の場合は月割りにして納める。
3. 第 3 章の目的を達成するため、商協事業に参加を促す。
4. 年に 2 回（9 月、4 月）定例会を開き、年会費、会員資格等の見直しを行う。

第 6 章 会則の改正

第 1 条 会則の改正には、会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。